

# 難民該当性判断の手引の策定について（概要）

## 1. 背景

○第6次出入国管理政策懇談会「難民認定制度に関する専門部会」から、難民認定手続の透明性を高め、制度への信頼性を向上させるべきであるとの提言（平成26年12月）

## 2. 制度の透明性・信頼性向上のための取組～難民該当性に関する判断の規範的要素の明確化

○難民条約で規定されている難民の定義には、難民該当性の判断に当たって規範的となる要素が含まれる。こうした要素について、可能な限り意義を明確化し、判断に当たって考慮すべきポイントを整理することによって、難民認定制度の透明性・信頼性を向上させる。

- 我が国の実務及び裁判例、諸外国における実務、U N H C R（※）発行の諸文書等を踏まえて検討
- U N H C Rと複数回にわたって意見交換を実施

※国連難民高等弁務官事務所

## 3. 明確化した規範的要素

- 難民条約1条A（2）（該当条項）関係
  - ・迫害
  - ・迫害主体
  - ・迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖
  - ・迫害理由
  - ・因果関係
  - ・国籍国の保護
  - 等
- 難民条約1条C（終止条項）関係
- 難民条約1条D～F（除外条項）関係

「難民該当性判断の手引」  
を策定

## 4. 期待される効果

- 我が国における難民該当性判断のポイントを体系的に整理・公表することにより  
我が国の難民認定制度の透明性・信頼性が向上  
加えて
  - ・職員が手引を参照することでより適切、効率的な審査を実現
  - ・申請者サイドにおいても申立て内容を整理した上で申請することが可能

難民認定制度の  
一層の適正化

# 難民該当性判断の手引の策定について（主な規範的要素）

## 難民の定義（難民条約1条A（2））

人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由（①）に迫害（②）を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖（③）を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないものの（④）

### ① 迫害理由・因果関係

- 性的マイノリティ、ジェンダーに関連する迫害について記載（「特定の社会的集団の構成員」関係）
- 迫害と迫害理由の因果関係について、非国家主体による迫害が条約上の迫害理由に基づかない場合でも、国籍国の保護の欠如が条約上の迫害理由によるものであれば成立する旨を記載

### ② 迫害

- 生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害を意味することを明記
- それ自体では迫害に当たらない措置や不利益等も、それら事情が合わさった結果として迫害となり得る旨を記載

### ③ 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖

- 迫害を受ける現実的な危険が必要であり、個々の申請者の具体的な事情を踏まえて判断される旨を記載
- 申請者が迫害主体から個別的に認知（把握）されていることは、積極的な事情となり得るが、当該認知がないことのみをもって、直ちに迫害のおそれがないと判断されるものではない旨を明記

### ④ 国籍国の保護

- 迫害主体が非国家主体である場合で、国籍国が、効果的な保護を与えることを拒否しているときや効果的な保護を与えることができないときに、国籍国の保護があるとは言えない旨を明記
- 効果的な保護の判断要素として、迫害行為を処罰する刑罰法令の整備状況、法執行の意思と能力の有無、申請者が保護を求めるものの可否、保護の持続性や差別性の有無を記載